

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童扶養手当法
根拠条項	第23条第1項
処分の概要	不正受給者の受給額相当額の徴収
法令の定め	第23条第1項 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設定していない。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援 (電話番号：011-204-6328)
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-204-6328)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)